平成２１年（フ）第２７００号
愛知県清須市新清洲５丁目６番地５　コーポ舘503
債務者　松山　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０１号
愛知県清須市新清洲５丁目６番地５　コーポ舘503
債務者　松山　恒夫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８９号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟401号
債務者　石黒二三雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１３号
愛知県小牧市山北町101番地
債務者　葛西天理教
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４１号
愛知県春日井市岩野町２丁目１番地３　ベルホーム101号
債務者　川﨑　清華
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９３４号
名古屋市名東区一社１丁目125番地の１　アサノビル601号
債務者　前川　栄治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００３号
名古屋市北区上飯田西町３丁目９番地の９　コーポひかり102号
債務者　髙岡みどり
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２４号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字東山４番地43　県営東山住宅３棟104号
債務者　舘山　明美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
滋賀県長浜市新庄寺町463番地
債務者　丸山　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木2210番地
債務者　福嶋　睦子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西1376番地
債務者　平川ひとみ（旧姓川辺）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第４７０号
群馬県前橋市北代田町682番地４　アカギハイツ201号
債務者　清田　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
群馬県伊勢崎市柴町273番地７
債務者　小久保一郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５４号
群馬県前橋市天川大島町1367番地８
債務者　圓谷　和代
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８５号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町993番地
債務者　篠原　尚徳
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木523番地４
債務者　佐藤みよ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
群馬県伊勢崎市安堀町215番地８　ロジュマン安堀７号館206
債務者　田子健一郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９６号
群馬県伊勢崎市連取町1210番地６
債務者　堤　さとみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所